（昭和37年12月5日第3種郵便物認可）
広報ごじょうめ　第253号　1974・6・1

広報ごじょうめ

発行所　秋田県五城目町役場　編集　総務課　電話（018876）代 2100番
印刷所　湖東印刷所　電話（018876）2430番　一部 5円
郵便番号　018－17　毎月 1日・15日発行

「ミニ知識」

水のねだん

現在五城目町の一立方メートルあたりの水の価格は70円です。10円では約148リットル、1升ビンで約80本の水を買うことができます。他の物価と比較して見て下さい。

豪雪の後遺症を取り除く

～被害林木復旧講習会～

豪雪による融雪洪水の被害もなく、やれやれと思ったのも束の間、山の沢々に倒れ重なる木々の被害調査がすゝむにつれ、その後遺症の大きさにおどろかされます。町と森林組合では、その救済対策の緊急度が高いとして、五月二十三日午前十時から富津内高樋において、林野庁造林保護課下山技官をはじめ、農林省の井沼、松井両技官等の講師を招へいして、豪雪災害復旧講習会を開催しました。

当日の参集範囲は、町内は勿論県内全体を対象としたもので参加者が二百余名にのぼる盛会ぶりでした。

今年の場合、講習開催時期が必ずしも当を得たものではなく、遅きに失した感もありますが、豪雪は今年に限ったことでもないので、このあとも起り得る可能性を想定して、参加者は熱心な受講でした。

表日本の場合は、気候風土関係からして幹折れなど生じ、壊滅的打撃を受けるが、裏日本の杉等は、幼令木当時から覆雪される機会も多く、壮令木なるまでは被害もあまり大きくならないが当日は講習の中で被害木に対する処置方法はおよそ次のような内容でありました。

◆倒伏の場合

・成長開始前に雪起しを行った場合は、新しい根が出て回復し易いので、三月中か遅くとも四月中に実施する事が望ましい。
・動揺を防ぎ蒸散量を抑制のため高樹の二分の一位まで枝葉を除去。
・雪起しのあと、土寄せ、根踏みを実施して新しい根系の形成を促す。
・植栽後五年生程度は人力で起し、なわ、ビニールテープなどで引張り、さらに木、竹などの支え木により保持を行う。

◆幹折れ、梢端折れの場合

・梢端折れの場合そのままにしておくと、二又三又木になるので剪定して樹形をととのえる。
・幹折れの場合、保護的な立場から早急に伐採することが望ましい。

写真は現場で雪起しの実演をする受講者

〈広報サロン〉健康を守る会

高崎館岡広司

健康は何にもまさる宝であり、健康で豊かな生活を営むことは我々人間の最大の願いであるとすれば、健康は我々自からの手で、守らなければならないと思います。

今年はどういう訳か、働き盛りの四十、五十代の人が血圧やガンで倒れています。昭和四十五年の年にも未だ若い人が成人病で数々消えていきました。当時、人々はある種の恐怖感に脅かされたのでありました。私もその一人であります。何んとか此の種の病気を事前にどうにかならないものかと色々考え、翌四十六年一月六日、会員五十名の目標で健康を守る会の設立をしました。其の後会員が増え現在九十五名おります。

主な事業は、血圧測定年六回、胃の検診四月、十一月の年二回、それに年に一回の循環器検査等行って今年は四年目になりました。

四～五年前の事でしたが、五城目保健所管内で、年間大体血圧で死ぬ人が八十名、ガンは四十名、心臓病で二十名と言われておりました。常に自分の体の状態を知っておくと共に、此の種の病気の早期発見に力を入れておるせいか、現在その効果が上って居るようで喜んで居ります。会の運営も大体軌道に乗った格好で、更に担当課係の御指導を得ながら、全員の健康管理の思想を掲め、健康で明るい郷土、明るい町造りの一助ともなればと念じております。

（昭和37年12月5日第3種郵便物認可）

10年振りに
全町あげて総合防災訓練を実施

本町では、来る六月二十一日、昭和三十九年以来十年振りに、地震や火災を想定した次の内容により、総合防災訓練を実施します。

「災害は忘れた頃にやってくる」、先般も南伊豆方面では地震のために、家屋をうばわれ、数十名の犠牲者を出しています。地震にはいかなる科学も無力です。従って、自分を守る最善の方法は日頃の災害への心掛けと訓練が大事です。

町では、当日は少しでも多くの町民が参加してくださるよう呼びかけています

＜地震と火災を想定に＞

一、昭和四十九年六月中旬梅雨期にもかかわらず降雨がなく、連日の晴天で県内に異常乾燥注意報が発令されている。

五城目町では火災が発生すれば大火になる危険があるため六月二十日十一時に火災警報を発令した。

秋田地方気象台が六月二十一日午前八時発表した注意報は次の通りである。

「当地方は高気圧におおわれており空気が非常に乾燥し、火災が最も起りやすい気象状態であるので充分な注意と警戒が必要である。実効湿度五十％最少湿度四十～三十％、最大風速十m.の見こみです。」

二、六月二十一日午前九時四十分頃、男鹿沖四十㎞付近が震源と思われる震度五の地震が発生した。

五城目町では家屋倒壊等の被害はなかったが、水道の一部断水電灯、電話線の切断で通信不能国道七号線の新竜馬、橋及び二八五号線五城目橋の橋桁が落下し通行不能となった。

三、男鹿地震発生により九時四十五分、仙台管区気象台より日本海沿岸へ津波警報が発令された

四、八郎潟残存湖船越防潮堤が破壊され水位が上昇しつつある。馬場目川河口の水流も止まり逆流のきざしが見えたので大川地区住民へ警戒を広報する。

五、十時、五城目第一中学校より出火の報が入り消防署、団員が出動防禦に当る。避難中に怪我人が数名出た模様で救急隊が出動する。

六、十時二十二分、馬場目川河口の水位が一・五mを越えなお上昇により避難準備を広報する

七、畑町に第二次火災が発生、折からの強風により風下に飛火延焼し大火災が予想されたので湖東地区消防本部へ応援を要請する。

八、風下の電報電話局、郵便局等も危険にさらされたので避難命令が発令され局員による消火作業と重要書類の搬出及び避難を実施する。避難中の局員及び住民に負傷者が数名出たため救急車が出動する。

九、十時三十二分、馬場目川河口の水位二・五mになり大川本村住民へ避難命令を発令する。

十、十時二十三分現在、公共施設及び一般住家の焼失は、五十棟以上に達した見こみなので、役場内に災害対策本部を設置し、秋田県知事に対し災害救助法の適用申請。

十一、火災は今町、御蔵町、小池町等に及び、消防の必死の消火活動にもかかわらず更に拡大する状態となった。

十二、大川本村住民は旧大川中学校に避難した。避難人員の確認病弱者、老人、幼児等の安全保護、給食の手配、衣類、フトン必要物資の調達及び被害の調査

十三、秋田県知事へ自衛隊派遣を申請。

羅災者に対する飲き出し、必要物資の輸送等。

上空より水害地域及び浸水家屋の調査等に自衛隊が出動。

十四、本町火災は増々拡大、馬場目川を越え昭辰町、雀舘方面へ飛火延焼しつつあるので、同町内へ避難命令を発令、安全な場所へ避難誘導を行う。

五城目町役場も危険にさらされたので職員による重要書類の搬出及び避難の実施。

十五、五城目橋の橋桁落下により不通になっていた所に、タンクローリーが通過し馬場目川へ落下同ローリーに積載されていた第二石油類（ガソリン）二、〇〇〇ℓが流出し油火災が発生した。油火災の消火実施。

十六、町内を運行中の秋田中央交通（株）の定期バスがエンジン部より突然出火、乗客全員は直ちに避難したが燃料タンクに引火しバス全体に延焼した。車両火災消火の実施

◆実施要項

一、目　的

この訓練は五城目町防災計画に基づき、防災関係機関と地域住民が一体となって地震災害と大火災を想定し、災害の緊急防災対策を適確、かつ総合的に実施できるよう各訓練を行い防災体制の強化と地域住民の防災思想の高揚を図ることを目的とする

二、実施日時

昭和四十九年六月二十一日（金）九時三十分～十三時三十分

三、実施場所

五城目町内

四、主　催

五城目町

五、訓練実施種目と実施機関

・広報訓練　役場、消防署
・通信訓練　各参加機関
・交通規制訓練　警察署、交通指導隊
・火災防災訓練　各消防機関、自衛消防隊
・災害警備訓練　警察署、火災予防組合
・避難訓練　五城目第一中学校、役場、町内会
電報電話局、郵便局
・救急搬送　消防本部、湖東地区消防本部
日赤支部
・医療救護訓練　日赤支部
・炊出し訓練　自衛隊、婦人会、役場、青年会
・物資輸送訓練　役場、青年会
・油火災消火訓練　消防署、危険物安全協会
・車両火災消火訓練　消防署、秋田中央交通（株）
・通信復旧訓練　電報電話局
・電力復旧訓練　東北電力（株）五城目出張所
・水道復旧訓練　役場
・ヘリコプターによる応急物資搬送訓練　自衛隊

六、訓練参加機関

五城目町役場、五城目町消防本部、五城目警察署、陸上自衛隊第21普通科連隊、日赤秋田県支部、五城目電報電話局、五城目郵便局、東北電力（株）五城目出張所、秋田中央交通（株）、五城目町危険物安全協会、五城目町火災予防組合、五城目第一中学校、五城目町交通指導隊、五城目町婦人会、五城目町連合青年会、湖東地区消防本部、五城目町参加各町内会

七、協力団体　報道機関

八、訓練の編成

①統監部

統監　五城目町長
副統監　五城目町議会議長
統監部付
五城目町議会議員
五城目町教育委員長
五城目町教育委員
五城目警察署長
自衛隊第二十一普通科連隊長
日赤秋田県支部長
電気通信部長
東北電力（株）秋田営業所長
秋田中央交通（株）取締役社長
湖東地区消防長
湖東部各団長

②訓練本部

本部長　五城目町助役
副本部長　五城目町消防団長
本部付
五城目町役場取入役
五城目町教育長
五城目町役場各部長
五城目警察署次長
五城目町消防副団長
湖東地区消防署長
五城目電報電話局長
五城目郵便局長
東北電力（株）五城目出張所長
五城目第一中学校長
自衛隊第21普通科連隊訓練隊長
日赤秋田県支部事務局長
秋田中央交通（株）五城目営業所長
五城目町交通指導隊長
五城目町危険物安全協会長
五城目町火災予防組合長
日赤奉仕団長（婦人会）
五城目町連合青年会長
五城目町参加各町内会長

（昭和37年12月5日第3種郵便物認可）

高い比率を示す
五城目町の消費者物価指数

◆**指数の推移**

今日ほど物価の動向が世間のきびしい注視の的となっている時代は、戦後の混乱期を別になかったのではないだろうか。

トイレットペーパー、洗剤、砂糖、灯油等について、最近各地で見られたような商品の買い急ぎや物不足による生活必需物資の異常騰貴が懸念され、こうした物価騰貴への不安が我々の生活をおびやかしているのが現状であります。

このような中にあって昭和四十八年本町の消費者物価指数は、昭和四十五年を一〇〇とした総合指数で一二〇・九対前年同月比一〇・八%の上昇となり、四十七年平均に比べ一〇・八%上昇したことになります。過去三年間の上昇率をみても昭和四十五年五・六%、四十六年四・七%、四十七年四・二%となっており、四十八年の一〇・八%は消費者物価指数作成以来の高い上昇率となっています。

品目別にみると、繊維など大巾な値上りで被服関係が二一・五%とトップを示し、ついで野菜、菓子果物、加工食品の食料が一一・六%、住居は八・五%、雑費七・二%、光熱費が五・九%それぞれ上昇しています。

総合で前年比二月二七・六%上昇

昨年十二月で前年比一八・三%であったのが今年に入ってから急上昇している。一月が総合指数一四〇・三前年比二六・三%、二月が指数一四四・七前年比二七・六%三月が指数一四四・八前年比二六・〇%となっています。

三月の秋田県総合指数は一四七・九前年同月比二六・三%、また中央部は指数一五〇・二、前年比二六・〇%となっています。

本町と比較した場合指数では大巾に県中央部が上まわっているが前年比はあまり変っておりません

上昇した品目も本町と変っていない。四十九年三月で前年同月比五〇%以上高騰した品目は別表のとおりであります。

前年同月比50%以上上昇品目高騰状況

（昭和49年3月）

品目	指数	対前年上昇率	45年価格	49年現価格
		%	円	円
やき	194.6	50.0	139	270
ケアーパン	266.7	60.0	15	40
小麦粉	122.9	52.9	70	128
干しうどん	174.2	50.0	103	180
即席ラーメン	210.0	100.0	25	50
さけ	150.9	66.7	66	100
さば	183.0	50.0	14	25
いか	246.4	66.6	20	50
ギャベッツ	303.0	233.3	66	200
ねぎ	193.8	60.0	103	200
レタス	187.0	83.5	229	428
ゼンマイ	214.6	150.1	117	250
馬れいしゃ	218.3	114.2	69	150
にんじん	168.4	150.2	119	200
干しねぎ	177.1	99.9	113	200
きゅうり	266.0	56.0	230	611
油揚げ	400.0	100.0	25	100
こんにゃく	285.7	77.8	7	20
魚肉ソーセージ	200.0	100.0	25	50
福神づけ	200.0	100.0	15	30
さけがん詰	220.9	106.8	136	300
さばがん詰	225.0	125.0	40	90
コンビーフ	151.4	51.4	185	280
みかんかん詰	120.0	53.7	75	90
コロッケ	166.7	66.7	15	25
砂糖	180.8	62.9	122	220
塩せんべい	228.6	100.0	35	80
めからせんべい	228.6	100.0	35	80
かりんとう	375.0	200.0	20	75
夏みかん	126.9	52.3	150	190
りんご（ふじ・ギング）	235.6	66.6	106	250
かけうどん	200.0	50.0	60	120
中華そば	192.9	50.0	90	180
親子どんぶり	172.4	66.7	145	250
コーヒー	150.0	50.0	100	150
畳表替賃	182.3	66.6	1,300	2,500
くつざ	259.8	138.1	10	25
水道工事費	159.9	54.5	213	340
座敷ほうき	153.8	53.8	650	1,000
たわし	214.9	750	33	70
電気炊飯器	166.7	87.5	4500	7,500
テレビ白黒	251.7	99.7	794	2,000
冷蔵庫	321.5	68.4	722	1,600
扇風機	259.5	54.6	328	850
背広（ウール）	237.5	52.0	16,000	38,000
男子ズボン（ウール）	187.5	66.7	400	750
男子ワイシャツ	266.7	140.1	450	1,200
ふとんわた	214.1	116.7	1,780	3,900
タオル	214.3	114.3	70	150
婦人ビーチ（ウール）	320.0	92.0	1,500	4,800
さらしもめん	225.7	60.0	280	800
敷布	238.4	84.7	503	1,200
婦人ズボン（ウール）	190.3	62.0	3,153	6,000
スカート（ウール）	175.0	62.8	2,000	3,500
婦人白たび	203.7	83.3	270	550
ベルト	186.0	52.0	204	380
マットレス	166.7	50.0	1,800	3,000
小供運動ぐつ	272.7	111.1	348	950
洗濯ロープ	240.0	100.0	50	120
婦人草履	150.0	50.0	2,000	3,000
野球帽	216.7	62.6	300	650
挽きかぜん	180.3	62.4	3,605	6,500
旅行かばん	175.9	50.0	1,705	3,000
くつ修理代	166.7	66.7	150	250
生理用紙綿	169.6	62.6	230	390
外傷薬	250.0	150.0	40	100
入浴料（大人）	150.0	50.0	10	15
パーマネント	228.6	66.7	875	2,000
ちり紙	195.8	135.1	120	235
防虫剤	200.0	124.2	100	200
ノートブック	200.0	60.0	40	80
絵具	231.8	80.0	194	450
雑誌（婦人）	200.0	60.0	160	320
辞書	223.3	53.9	896	2,000
グローブ	181.8	66.6	2,200	4,000
バレーボール	176.3	59.1	1,984	3,500
自動車免許	162.5	62.5	800	1,300

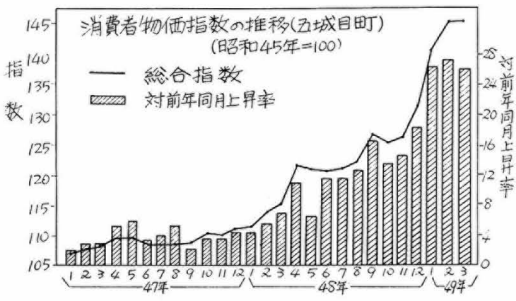

1月～3月分指数

		総合	食料	住居	光熱	被服	雑費
一月	指数	140.3	149.4	121.9	129.5	176.1	124.2
	前月比	6.9	12.2	3.7	−0.2	5.0	3.1
	前年同月比	26.3	33.4	15.0	25.4	46.8	13.1
二月	指数	144.7	153.7	132.2	129.5	179.0	127.7
	前月比	3.1	2.9	8.4	0	1.6	2.8
	前年同月比	27.6	3[illegible].7	24.6	24.4	48.9	15.0
三月	指数	144.8	153.3	133.8	129.5	179.9	127.4
	前月比	0.1	−0.3	1.2	0	0.5	−0.2
	前年同月比	26.0	29.7	24.7	22.7	48.7	12.9

昭和48年五城目町消費者物価月別指数

（昭和45年=100）

区分	総合			食料			住居			光熱			被服			雑費		
月別	指数	対前月上昇率	対前年上昇率	指数	対前月上昇率	対前年上昇率	指数	対前月上昇率	対前年上昇率	指数	対前月上昇率	対前年上昇率	指数	対前月上昇率	対前年上昇率	指数	対前月上昇率	対前年上昇率
1	111.1	0.2	3.9	112.0	0.1	4.3	106.0	0.1	4.4	103.3	0	−0.7	120.0	0.1	7.0	109.8	0.5	3.0
2	113.4	2.1	5.5	116.7	4.2	8.1	106.1	0.1	2.3	104.1	0.8	−1.0	120.2	0.2	7.1	111.0	1.1	3.1
3	114.9	1.3	6.6	118.2	1.3	8.9	107.3	1.1	5.5	105.5	1.3	1.7	121.0	0.7	5.6	112.8	1.6	5.1
4	121.1	5.4	10.8	121.3	2.6	9.6	113.7	6.0	10.0	107.8	2.2	4.0	148.5	22.7	27.2	115.3	2.3	6.7
5	120.5	−0.5	6.0	121.8	0.4	8.9	113.3	−0.4	9.6	107.8	0	4.0	144.5	−2.7	−2.1	114.7	−0.5	5.3
6	120.1	−0.3	11.1	120.3	−1.2	11.9	113.8	0.4	9.7	107.8	0	4.0	141.4	−2.1	29.0	116.2	1.3	6.6
7	120.4	0.2	11.5	119.3	−0.8	10.9	113.8	0	9.7	107.8	0	4.5	141.4	0	25.0	118.5	2.0	8.7
8	121.6	1.0	12.5	121.7	2.0	13.1	113.6	−0.2	9.5	107.8	0	4.5	142.9	1.1	26.0	118.7	0.2	8.8
9	126.3	3.9	16.6	128.2	5.3	18.6	114.1	0.4	10.0	111.4	3.3	7.9	154.8	8.3	35.8	120.0	1.1	10.2
10	125.0	−1.0	13.3	125.4	−2.2	12.5	114.1	0	10.0	111.7	0.3	8.1	157.2	1.6	32.3	118.5	−1.3	8.7
11	125.7	0.6	14.6	125.1	−0.2	14.1	114.5	0.4	9.8	113.3	1.4	9.7	161.8	2.7	34.6	119.3	0.7	9.6
12	131.2	4.4	18.3	133.1	6.4	18.9	117.6	2.7	11.0	129.7	14.5	25.6	167.7	3.9	39.9	120.5	1.0	10.3
総合	120.9	−	10.8	121.9	−	11.6	112.3	−	8.5	109.8	−	5.9	143.4	−	21.5	116.3	−	7.2

山林・原野等の
国土調査について

本町では昭和三十八年度を初年度として、国土調査を実施してきましたが、四十八年度までは農地集落、市街地の調査測量を実施し皆様のご協力を得て完了することができました。

また四十九年度は上樋口、館越馬場目全地域の山林、原野の調査測量を実施しますので、関係者の皆様にはご多忙のこととは思いますが、よろしくご協力をいただきたいと思います。

なお本年度事業は六月十日から調査を予定しておりますので、関係者の皆様には後日境界の立合い通知をさしあげますので、必ず立合い下さるようお願いいたします

あなたの免許証は大丈夫ですか
失効させていませんか

もう一度"**免許証の有効期限**"を確かめましょう。

◆免許証の有効期限はあなたの免許証に記載されている「年月日」までです。

◆有効期限が誕生日でない免許証をお持ちの方はその免許証を更新して初めて誕生日が有効期限となります。

◆このことを誤解して有効期限が自動的に誕生日になると思っていると「**免許証を失効**」させることになります。

五城目警察署長

かぎりある水

⊙なにがいちばん大切

私たちの住んでいる地球上には大切なもの、貴重なものがたくさんあります。

水、空気、日光はもちろん、たべもの、きるもの、いま問題になっている石油、電気のようなエネルギーなどもその一つです。どれも私たちのくらしの中で何かの役に立っているものです。でも私たち人類をはじめ、地球上に住むすべての生物が、生きていくために欠かすことのできないものの一つで、しかも、いちばん大切なものといえば、水や空気や日光が第一番に考えられます。空気や日光については、日常生活において特に不自由を感じることはありませんでも水については、長い間雨がふらなかったりすると水道の水が確保できなくなり、断水や給水制限など生活するのに不便や不安を感じ、ややもすると生命にもかかわります。

⊙雨と水と

水道のみなもとは、雨や雪で、これが川にそそいだり地下にしみこんだりしながら、大部分は海へと流れこみます。

日本の国はよく雨が降るしあちこちに川も流れているので、みなさんは水が豊富にあると思っているのではありませんか。でもわが国の地形は、ちょうど細長いさつまいもをたてに割って伏せたように、中央に高い山脈が走り、その両側はせまい平野となっているので、山に降った雨はたちまち平野にくだり、あっというまに海に流れ去ってしまいます。それで降った雨をためておくには、ダムや貯水池をたくさんつくらなければなりません。これらをつくるには、たくさんの費用とかなりの年月をかけなければなりません。

⊙毎日使っている水道の水は…

私どもが毎日使っている上水道は、馬場目川の水です。これが導水管によって浄水場まではこばれきれいにされたあと塩素で消毒され、そして、町の中にうめてある水道管をとおしてみなさんの家庭にとどけられます。ですから水道の水は、自然の水でもなければかぎりなくあるものでもありません自然の水にいろいろな手間と費用をかけた製品なのです。

近ごろのように、町の中心部にたくさんの人々が集まってくらすようになったり、生活の水準が変ってくると使う水の量もどんどんふえてきますし、使われる用途も飲み水、炊事、洗たく、入浴のほか水洗トイレ、冷暖房などとひらがってきます。また学校や会社、工場などでもたくさんの水が使われています。

年間五城目町では約八十二万立方米の水が使われています。こんなにたくさんのところで、たくさんの水が使われれば、毎日の水の確保に大変です。

⊙いまある水を大切に使おう…

このままでいけば、いまから十年さきには、現在の約二倍以上の百六十五万立方米もの水が必要となるでしょう。そこで水をためるためのダムや貯水池をつくる一方いまある水を上手に、大切に使っていこうという考えからお互に協力し合って、水を分けあい、うまく使うことや水道管からの水もれを防いで、水のムダをなくすための工事を進めることが相談されております。又水をムダに使わないため、じゃ口や洗たく機、クーラー、水洗トイレなどをできるだけ水を有効に使うような構造にしたりすることなど研究されていますが、現在では、いまある水を上手に使うことの方が一番大切なことなのです。

6月の天候予報

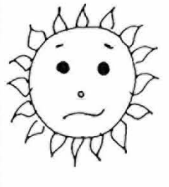

6月つゆ入りは平年よりやや早く上旬末頃になる見込みですしかし中旬までは割り合い晴れ間の多い天候で、本格的なつゆは下旬に入ってからと予想されます。時々冷涼な肌寒い期間があり月平均の気温は大体平年並みで、雨量は平年よりやや少ない見込みです。（つゆ入り年平6月24日頃）

わかばね通信

二級障害者にも福祉年金が出ます

～ 支給年金額月5千円 ～

この障害福祉年金は、今まで障害程度の重い人（国民年金法でいう一級障害者）に限られていましたが、今年四月からは比較的軽い二級程度の障害者にも支給されています。

支給される年金額は、月五、〇〇〇円です。（九月から七、五〇〇円になる予定です）二級程度の障害というのは、おおむね次の例のとおりですが、二十才から六十九才までの人で、以前からこの例の程度以上の障害者であった人でまだ請求してない人は至急手続してください。

なお障害福祉年金の内容や手続きの方法など、わからない点については役場の年金係に気軽にお問い合せください。

二級程度の障害

※眼が悪く四メートルはなれたところからは、手の指が数えられない。

※耳が悪く、耳もとで大声でどなって、やっとふたことみこと聞える程度のもの。

※言葉がいえないため、相手と話をする時、身ぶり手ぶりによる動作又は筆話を必要とする程度のもの。

※片方の手又は足が、全く用をなさない。

※杖や松葉杖がなければ、外では歩けない程度のもの。

※心臓が悪く、無理な動きをすると、心不全又は狭心症状が起る程度のもの。

※精神症状があり、家庭内での日常生活は何んとか出来るが、社会生活ができない程度のもの。

※結核で病棟内から外に出てはいけない程度のもの。

⊙障害福祉年金を受給することが出来る人

※二十才になる前に病気やケガをして障害者になった人。

※昭和三十六年四月一日前に病気やケガをして障害者になった人

※国民年金の加入期間が短いなどのため障害年金がもらえない障害者。

※明治四十四年四月一日以前に生まれた人は、昭和三十六年四月一日以後の障害でもよい。

〈ゆうびん局だより〉

現金や貴重品は書留で

＝損害要償額の申出も忘れずに＝

現金や指定された貴金属類は、必ず書留としなければならないことに、法律で定められております書留としないで差し出された場合は、規定違反した郵便物として、差出人へ返されたうえ、還付料として書留料の二倍に相当する金額が徴収されますから。ご注意ください。書留は、郵便物の引受けから配達にいたるまで記録し、もし途中で亡失したりき損した場合は差出の際差出人から郵便局にお申出のあった損害要求額の範囲内で賠償する制度です。

なお、損要償額の申出がなかった場合は、万一紛失しても最高五千円までしか保証されませんから郵便物を差出の際は要償額のお申出は忘れないようにしましょう。一枚の現金封筒で十万円まで、現金以外のものは百万円を超えないものまで送ることができます。くわしいことは、郵便局でおきくださいい。

（郵便番号もお忘れなく）

（昭和37年12月5日第3種郵便物認可）
広報ごじょうめ　第253号　1974・6・1

7月1日～7日　水道週間

水もれなど出張相談に応じます

六月一日から一週間全国いっせいに水道週間が始まります。期間中五城目町では一般家庭へのサービスとして、水漏れ防止の出帳相談などを行いますが、併せて給水装置の無断工事及び不正使用防止のための立入検査も実施します。

ポタリ、ポタリの水もれでも、そのままにしておくと一日約五〇リットル、一ケ月には一五〇〇リットルにもなります。

また、わりばしやエンピツくらいの太さの水もれだと一日に約五〇〇リットル、月に一五立方メートルと大きな量になります。

当町の上水道の料金は一立方メートルあたり七〇円ですが、これから計算するとポタリポタリもれる程度で、一カ月に約一〇五円わりばし程度だと約一〇五〇円もムダになっていることになります。

水より安いものはないと云うものの、水道の水は使われてこそ意義があります。水もれには十分注意しましょう。

便利な電話機のいろいろ

最近のように生活様式の変化、家屋構造の多様化、高度化などに伴なって店舗併用住宅や一般住宅で便利に使えるいろいろな電話システムが大変人気を呼んでいます。それぞれの利用方法によって一本の電話回線が二本や三本の役割を果すので、五城目電報電話局ではつぎの電話を是非おすすめしたいといっています。

⊙ビズネスホン（ボタン電話）

電話機がそのまま交換機の役目を果し、どの電話機からも発信着信が自由自在でボタンの操作で外部との通話や内部相互の通話または通話を中断しての打ち合わせ、他の電話への切りかえなど、つまり交換室もオペレータもいらないのがビジネスホン（ボタン電話）であります。

・料金は電話機一個ごとに（小型）

▽とりつけるとき＝

賃　券	二〇、〇〇〇円
工事費	三、〇〇〇円

▽毎月の使用料＝　五〇〇円

⊙ホームテレホン

一本の電話回線（本電話機）で四台まで使える。秘話式で台所、居間、書斎、こども部屋など好きな部屋に置くことができます。また、ボタンの操作で他の部屋に電話をまわすことも簡単にOK、部屋どうしの連絡も自由にできるほか家族全員に声をかけたいときは、一斉呼出しもできるのがホームテレホンの特長であります。

・料金はつぎのとおり

▽一セット電話機三台の場合

賃　券	八〇、〇〇〇円
工事費	一三、〇〇〇円
毎月の使用料	二、〇〇〇円

▽一セット電話機四台の場合

賃　券	一〇〇、〇〇〇円
工事費	一六、〇〇〇円
毎月の使用料	二、四五〇円

⊙親子電話（切替電話）

電話かけたいと思ったときなど席を立って電話のある部局へ行かなくとも店先と居間や台所、一階と二階、また夜のため、寝室にもというように本電話から子電話（二個まで）をふやして容易に利用できるのが親子電話であります。

・料金は電話機一個ごとに

▽とりつけるとき＝

賃　券	一〇、〇〇〇円
工事費	二、五〇〇円

▽毎月の使用料は　電話機一個につき

事務用	二〇〇円
住宅用	一六〇円

申し込みは簡単で電報電話局営業係（電話二、〇〇〇番）へ連絡すると万事手続きは局でやってくれます。

五城目電報電話局でPR

石油ふろがまによる火災事故の防止について

最近、石油風呂釜による火災が各地に多数発生し、更に増加の傾向にあります。これまで発生した火災について、県警本部鑑識課がその構造、機能について検査したところ、そのほとんどが、熱交換器に多量のすすがたまったため煙突から正常に排気が出来なくなって釜の下方又は点火口から排気ガスが出るようになり、このため芯案内筒が加熱され、灯油（燃料）の異常蒸発を起して釜全体が炎につつまれて火災となっている。又火災の原因となった石油風呂釜は芯上下式のものに多いことが判明した。

石油風呂釜は取付けも簡単なことから町内にも相当数普及しており、その構造も根本的には大差がないことから、今後もこの種の火災の発生が心配されます。各家庭では次のことに注意し、火災の未然防止に万全を期すようお願いいたします。

一、風呂釜を取付ける時は必らず業者から取扱いの説明を受け、常に使用書に従って正しい使い方をすること。

二、熱交換器などすすのたまりやすい個所の掃除をしっかりやること（年四回以上がよい）

三、JISマーク付の合格品を使用すること

四、使用中は監視をして安全を確かめること

五、釜の周囲にはもえやすい物を置かないよう常に整理しておくこと。

（五城目町消防署）

税金はみんなのために使われています

私たちが生活していくためには道路や上下水道、学校、社会保障など社会全体として必要な施設や制度がたくさんあります。このような施設を整備したり、病気や貧困を防ぎ、暮らしに豊かにしていくために国はいろいろな活動を行っています。国がこれらの活動を行うために必要な費用の大部分は私たちが納めた税金で賄われています。

昭和四十九年度の国の一般会計予算は、十七兆九百九十四億円でこのうちの約八〇％は私たちの納めた税金です。

これを税金千円あたりの使いみちにしてみると次のとおりです。

・国民の健康や生活を守るために　二〇三円
・住宅や道路などの整備のために　一六六円
・教育と科学技術の振興のために　一一五円
・国土の防衛のために　六四円
・地方財政の援助のために　二〇〇円
・国債の償還や利子支払いのため　五〇円
・その他いろいろな国の施策を賄うために　二〇二円

合　計　一、〇〇〇円

遺産を相続した時の税金

相続や遺贈（遺言による贈与）によって財産をもらった場合、遺産総額が基礎控除額（六百万円と百二十万円に相続人数を掛けた金額との合計額）と、配偶者控除額（六十万円に婚姻期間から十年を差し引いた年数を掛けた金額で六百万円が限度）との合計額より多いときは、死亡の日の翌日から六か月以内に相続税の申告が必要です。

このほか、死亡した人の配偶者が受ける遺産については、婚姻期間が十年以上の場合は、取得した遺産の三千万円を限度としてそれに相当する税金が軽減されます。

年金や積立金の融資でマイホームを！

厚生年金、船員保険に加入している被保険者の福祉の増進を図るため、年金福祉事業団で、事業主を通じて住宅資金の貸付を行っております。個人住宅の建設を計画されている方は、この資金の活用をおすすめします。

一、資金の借りられる方

厚生年金保険及び船員保険に加入している方で自分の住宅を新築購入または増改築する方

二、借りられる額

貸付金の限度額は、被保険者であった期間によって、次の区分によります。

5年以上10年未満	一〇〇万円
10年以上15年未満	二〇〇万円
15年以上20年未満	三〇〇万円
20年以上	三五〇万円

三、返済期間

新築又は購入は、木造については18年以内。その他の構造は25年以内。また増改築資金は10年

四、利　率

利率は、年六、九五％

五、申込み期間

昭和49年5月1日から昭和50年1月31日まで。

六、申込み手続

事業主が所定の様式により取引金融機関（信用金庫を除く。）へ申込む。

なお、詳しいことは、県庁保険課、社会保険事務所にご相談ください。

おしらせ

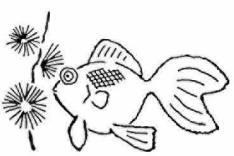

昭和四十九年度 循環器集団検診（高血圧精密検診）受診のおすすめ

「健康で明るい毎日は、まず定期検診で」ことしも次の日程により循環器集団検診を実施しますからこの機会に是非受診されますようおすすめいたします。

記

一、申込期限
昭和四十九年六月十五日まで

二、申込先
五城目町役場保健衛生課

三、受診料金
一、四〇〇円ですが町で九〇〇円を補助しますので自己負担は五〇〇円です。

四、検診内容
血圧測定、身体計測尿検査、心電心音図検査、眼底検査

五、日時及び場所
・七月一日（月）
大川一～四区
午前九時～十時三十分　大川出張所
下樋口　午後一時～三時
下樋口生活総合センター
・七月二日（火）
石崎、四ツ屋
午前九時～十時三十分
四ツ屋伊藤キヨ宅
西野　午後一時～三時
西野公民館
・七月三日（水）
谷地中　午前九時～十時三十分
谷地中公民館
上樋口（上、下）樋口、岩城町
午後一時～三時
上樋口公民館
・七月四日（木）
高崎　午前九時～十時三十分
馬川分館
久保、舘越　午後一時～三時
馬川分館
・七月五日（金）
富田、八田
午前九時～十時三十分
富津内児童館
台、御蔵下、脇村、乙市
午後一時～三時
台、御蔵下公民館

⊙富津内消費者教室

正しい衣類の見分け方と、取り扱い方はどうすればよいかを学習します。（話し合いと実習）

とき　六月二十日午後一時三十分
場所　落合公民館
講師　県生活センター　石川アイ

⊙民謡おどり教室

テーマ　心も体もすこやかに、健康で豊かな生活をめざして
・曲目　(イ)にっこり音頭　(ロ)豫むすび音頭　(ハ)幸せ音頭
・講師　小玉　紀子、貝田日出子
・会費　千円
とき　六月二十日午後七時半
ところ　五城目町公民館

⊙町民講座（家庭料理コース）

食卓に自分でつくったシュウマイ、ギョウザをのせてみませんか

とき　六月二十二日午後一時
ところ　五城目町公民館
講師　秋田市「万里」店主　加藤　節郎

⊙広ケ野家庭教育学級

とき　六月二十五日午後一時半
ところ　五城目町公民館

⊙婦人スポーツ教室

とき　六月二十六日午後二時
ところ　五小柔剣道場
種目　バレーボール、バドミントン、トランポリン
対象　町内居住婦人
講師　体育協会指導員、体育指導委員

⊙第一家庭教育学級

里のおいたちを理解して子どもにどう訴えたらよいか。町内の県指定文化財をたづねて

とき　六月二十九日午後一時半
ところ　五城目町公民館
講師　小野一二

今後各学級の通知は、そのほとんどを広報を通じておこないますのでお見落しのないようにご注意ください。

救急車の出動範囲

消防署に常置されている救急車の出動範囲は次のようになっています。　電話一一九番

一、火災等の災害現場での負傷や病気になった人。
二、交通事故によって怪我をした人。
三、路上において怪我又は病気になった人
四、工場等で、作業中に怪我又は病気になった人。
五、多数の人が出入れする場所で怪我又は病気になった人。
六、一般家庭で怪我又は病気になった人で自家用自動車で搬送出来ない人。

乳幼児への牛乳等受給券交付について

五月十五日付の広報に掲載されていた栄養食品の支給券について次のように訂正し、お詫び申しあげます。

記

・対象児
（生後四ケ月以後の赤ちゃん！）
四十九年度の新事業で実施されますので、昭和四十九年一月一日以後出生された者で、四ケ月に達した赤ちゃんを対象に支給されるわけです。
対象となる赤ちゃんには、通知を差し上げておりますが、転入、あるいは転出等で、洩れている場合もあると思いますので、申し添えます。

秋田県庁への電話のかけかた

▶直接相手につながります。
いままでは、秋田県庁へ電話すると、まず交換台につながってから、交換取扱者が相手につなぐ方式でした。
あたらしい電話になると直接各係までつながります

▶電話のかけかた
おかけになりたい秋田県庁内の課、係の電話番号を電話帳などで確かめてからダイヤルしてください。

例　秋田市内から　60＋×××（庁内電話番号）
　　その他の地域から0188＋×××（庁内電話番号）

ダイヤルはメモを見ながら正確に！

※電話番号がわからない場合は下記へお問い合わせください。
⊙秋田県庁の課、係名がわかるときは
電話局の案内係へ104　（お急ぎの方は0188―104）
⊙秋田県庁の課、係名がわからないときは県庁の受付台へ60―2211　（お急ぎの方は0188―60―2211）

▶お話し中が少なくなります。
たとえば、秋田市内のＡさんが、消費生活課物価係に電話するときは（物価係は1281、1282、1283が代表グループ）60―1281とダイヤルします。1281が話し中のときは、同じ代表グループの空いている電話につながります。

▶相手がなかなか応答しないとき、または話し中のとき
おかけになった電話が応答しないとき（約25秒以上）や話し中のときは、自動的に受付台へまわり、受付、取扱者が応答し、あいている電話をさがしておつなぎします。
また、夜間と休日などは守衛室の受付台につながります。

みなさんに関係の深い電話番号

県民相談室	60－1197
広報課（海外渡航手続など）	60－1198
消費生活課（生活物資など）	60－1281
老人福祉課（軍人恩給など）	60－1256
農産普及課（海外移住など）	60－1493
商工課（中小企業向金融の相談）	60－1682
職業訓練課（技能検定など）	60－1733
監理課（建設業者の登録など）	60－1782
会計課（出納窓口）	60－1956
秋田土木事務所（県営住宅申込など）	60－2405
出稼対策室（出稼の相談など）	60－1762

残りごはんはすてないで

ごはんは残さぬよう、計画的に炊く事が一番ですが、もし残った場合は、チャーハンにしましょう。この場合少しお酒を振りかけるとパラパラになって作りやすく、またおいしいです。
いためられ煮というのもあります。メリケン粉を入れてパラパラにして練って固めます。
そして薄いアラレに切ってゆで、油でいためて砂糖とお醤油で味を付けます。冷凍庫のある場合は冷凍にしておき、蒸器でふかしますおいしくふかすには、蒸しすぎぬこと、水滴をごはんの上におとさぬことがコツです。

＜ケチケチメモ＞